

教務旬報

登校日数
124/199

教務通信 第13号 平成30年11月2日

総合的な学習の時間(後期3/4)について

総合的な学習の時間、後期の第3回目の学習が、11月6日(火)に行われます。総合的な学習も残り2回、休まないようにしましょう。

	テーマ	活動内容	活動場所
I部	山形の企業を知る	・企業見学	シベール 大風印刷
	「社会に出る」講座	・選挙管理委員会による講義	視聴覚室
	霞城傘福をつくろう	・傘福制作 ・話し合い	被服室
	研修旅行事前学習	・班別研修のしおり原稿作成 ・調べ学習、DVD観賞	情報室1
II部	山形の企業を知る	・企業見学	伊藤製作所 KDD I エボルバ
	地域社会を知る	・外部施設見学 ・レポートまとめ	霞城公園 山形美術館
	ホケン講座	・損害保険講座	65 視聴覚室
	研修旅行事前学習	・班別研修のしおり原稿作成 ・調べ学習、DVD観賞	情報室1
III部	ライフスキル講座	・コミュニケーション ・ストレスマネジメント	62
	課題学習 山形県の観光スポット	・調べ学習 ・作品制作 ・プレゼンテーション	情報室2
	研修旅行事前学習	・班別研修のしおり原稿作成 ・調べ学習、DVD観賞	情報室1

教務規定について

後期中間考査(12月4~6日)まで1か月位です。欠課時数が気になりますね。教務規定を、平成30年度シラバスでもう一度確認しましょう。出席・欠席・欠課の取扱いについて、次のようになっています。

- (1) 「欠席」とは、その日の履修登録科目すべてに出席しなかった場合を言います。
- (2) 「欠課」とは、その科目の授業に出席しなかった場合を言います。
- (3) 15分以上の遅刻または早退・退室は欠課となります。
- (4) 遅刻した場合は、職員室で遅刻カードに理由を記入して、教頭先生の捺印後に授業担当の先生に提出し、事情を説明します。
- (5) 遅刻(早退・退室)3回で、欠課1回の扱いとなります。
- (6) 事前に遅刻や欠席がわかっている場合は、保護者から学校に電話連絡をすること。
- (7) インフルエンザなどの伝染病や、公共交通機関の障害による遅刻・欠席は「出席停止」扱いとなり、欠席日数・欠課時間に含まれません。担任に相談し、指示を受けてください。
(※電車・バスが遅延した場合は、遅延証明書を必ずもらってください。)
- (8) 忌引きについては、別途規定があるので、担任に相談してください。

教務旬報は、ホームページでもご覧いただくことができます。モバイルサイト(スマホで閲覧可能)も対応しています。アクセスは以下のアドレスへ<http://www.kajogakuen-h.ed.jp/htdocs/定時制の課程/生徒・保護者の方/>もしくは、「霞城学園高校」で検索をお願いします。